

令和5年度 第四回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和5年8月23日（水）

1 開 会

2 議 題

(1) 異議申出審議

(2) その他

3 閉 会

令和5年度 第四回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和5年8月23日(水)

- No.1 令和5年度地域別最低賃金改定状況 …P317
- No.2 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書
(茨城県自治体労働組合連合 令和5年8月21日受理) …P318
- No.3 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県労働組合総連合 令和5年8月21日受理) …P320
- No.4 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(いばらき一般労働組合 令和5年8月21日受理) …P322
- No.5 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県高等学校教職員組合 令和5年8月21日受理) …P323
- No.6 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 令和5年8月21日受理) …P324
- No.7 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に関する異議申出書
(全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 令和5年8月21日受理) …P325
- No.8 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書
(全日本年金者組合茨城県本部 令和5年8月21日受理) …P326
- No.9 2023年度茨城県最低賃金の改正決定に対する異議申出
(茨城県医療労働組合連合会 令和5年8月22日受理) …P327
- No.10 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(JMITU茨城地方本部 令和5年8月22日受理) …P328
- No.11 令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(石岡地区農業協同組合労働組合 令和5年8月22日受理) …P329

令和5年度 地域別最低賃金改定状況

R5.8.21 現在

	結審日	都道府県	ランク	5年の額	4年の額	引上げ額	目安額	目安額±	効力発生日
1	R5.8.7	東京	A	1,113円	1,072円	41円	41円	0	R5.10.1
2	R5.8.4	神奈川		1,112円	1,071円	41円	41円	0	R5.10.1
3	R5.8.7	大阪		1,064円	1,023円	41円	41円	0	R5.10.1
4	R5.8.7	埼玉		1,028円	987円	41円	41円	0	R5.10.1
5	R5.8.4	愛知		1,027円	986円	41円	41円	0	R5.10.1
6	R5.8.7	千葉		1,026円	984円	42円	41円	1	R5.10.1
7	R5.8.10	京都	B	1,008円	968円	40円	40円	0	R5.10.6
8	R5.8.7	兵庫		1,001円	960円	41円	40円	1	R5.10.1
9	R5.8.7	静岡		984円	944円	40円	40円	0	R5.10.1
10	R5.8.7	三重		973円	933円	40円	40円	0	R5.10.1
11	R5.8.4	広島		970円	930円	40円	40円	0	R5.10.1
12	R5.8.7	滋賀		967円	927円	40円	40円	0	R5.10.1
13	R5.8.7	北海道		960円	920円	40円	40円	0	R5.10.1
14	R5.8.7	栃木		954円	913円	41円	40円	1	R5.10.1
15	R5.8.7	茨城		953円	911円	42円	40円	2	R5.10.1
16	R5.8.7	岐阜		950円	910円	40円	40円	0	R5.10.1
17	R5.8.7	長野		948円	908円	40円	40円	0	R5.10.1
18	R5.8.7	富山		948円	908円	40円	40円	0	R5.10.1
19	R5.8.10	福岡		941円	900円	41円	40円	1	R5.10.6
20	R5.8.7	山梨		938円	898円	40円	40円	0	R5.10.1
21	R5.8.7	奈良		936円	896円	40円	40円	0	R5.10.1
22	R5.8.9	群馬		935円	895円	40円	40円	0	R5.10.5
23	R5.8.7	岡山		932円	892円	40円	40円	0	R5.10.1
24	R5.8.8	石川		933円	891円	42円	40円	2	R5.10.4
25	R5.8.7	新潟		931円	890円	41円	40円	1	R5.10.1
26	R5.8.7	和歌山		929円	889円	40円	40円	0	R5.10.1
27	R5.8.7	福井		931円	888円	43円	40円	3	R5.10.1
28	R5.8.7	山口		928円	888円	40円	40円	0	R5.10.1
29	R5.8.7	宮城		923円	883円	40円	40円	0	R5.10.1
30	R5.8.7	香川		918円	878円	40円	40円	0	R5.10.1
31	R5.8.7	福島		900円	858円	42円	40円	2	R5.10.1
32	R5.8.10	島根		904円	857円	47円	40円	7	R5.10.6
33	R5.8.7	徳島		896円	855円	41円	40円	1	R5.10.1
34	R5.8.10	愛媛		897円	853円	44円	40円	4	R5.10.6
35	R5.8.8	岩手	C	893円	854円	39円	39円	0	R5.10.4
36	R5.8.18	山形		900円	854円	46円	39円	7	R5.10.14
37	R5.8.9	鳥取		900円	854円	46円	39円	7	R5.10.5
38	R5.8.10	大分		899円	854円	45円	39円	6	R5.10.6
39	R5.8.10	青森		898円	853円	45円	39円	6	R5.10.7
40	R5.8.7	秋田		897円	853円	44円	39円	5	R5.10.1
41	R5.8.14	高知		897円	853円	44円	39円	5	R5.10.8
42	R5.8.18	佐賀		900円	853円	47円	39円	8	R5.10.14
43	R5.8.17	長崎		898円	853円	45円	39円	6	R5.10.13
44	R5.8.14	熊本		898円	853円	45円	39円	6	R5.10.8
45	R5.8.10	宮崎		897円	853円	44円	39円	5	R5.10.6
46	R5.8.10	鹿児島		897円	853円	44円	39円	5	R5.10.6
47	R5.8.14	沖縄		896円	853円	43円	39円	4	R5.10.8

2023年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿



つくば市花畑3丁目9-10
茨城県自治体労働組合連合
執行委員長 濱野 真

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、8月7日に茨城地方最低賃金審議会から県内最低賃金を42円引き上げ、953円とする答申がされたことから、8月7日付け茨城労働局一般公示第52号「茨城地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、最低賃金法第11条第2項の規定により、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

- (1) 茨城地方最低賃金審議会が答申した今年度の茨城県最低賃金改正について、「1時間953円」とすることには不服であり、今年度の茨城県の最低賃金をただちに「時給1,000円以上」とされたい。
- (2) 審議会、専門部会の全ての会合、審議の場を完全に公開しなかったことには不服である。

2 理由

- (1) 最低賃金の低さが「ワーキングプア・官製ワーキングプア」を生み出し温存させている最大の要因の一つであり、抜本的かつ早急な改善が必要です。

今年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金引上げ額の「目安答申」は、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円というものであり、これを受けて茨城地方最低賃金審議会は「目安」額に2円上積みした「1時間953円」という改正の答申を茨城労働局長宛てに提出しました。

しかしながら、時給953円では法定労働時間の上限の月173.8時間で働いたとしても年間200万円にも満たず、税金や社会保険料を差し引いた手取り月額額は12万円程度にしかありません。ワーキングプア(働く貧困層)のラインの賃金では到底まともな生活はできません。

7月25日付けの意見書及び8月2日の第二回審議会でも意見を述べましたが、自治体非正規職員である会計年度任用職員の「最低賃金割れ」するほどの低すぎる処遇は、最低賃金の大幅な引き上げによって私たちの求める処遇改善を強く後押しするものとなります。今や自治体公務サービスを維持する上ではほとんどの自治体で全職員の4割以上となっている会計年度任用職員は必要不可欠な存在であり、「やりがい搾取」と官製ワーキングプア状態におかれている処遇を何としても早期に改善しなければなりません。そのためには、最低賃金をただちに時給

1,000円以上とするよう要請します。

(2) 最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会、専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提です。

最低賃金法第12条により準用される同法第11条は、労働者に異議申出の権利を保障しその手続きを示すとともに、提出された異議申出に係る審議会の意見が提出されるまでは労働局長は「最低賃金の改正決定ができない」と規定しています。したがって、労働者にとっては全ての審議会、専門部会の審議過程を経た「最低賃金の改正に係る審議会の意見」が明らかになってこそ、異議申出を行うか否かを含めた実質的な異議申出に係る権利が保障されることとなります。

しかしながら、茨城地方最低賃金審議会においては、今年度から専門部会は冒頭のみ公開とし、金額審査については非公開とされました。審議会として、県民の目に触れないところでなければ議論ができないというのは、民主的な運営であり得るはずがありません。こうしたことから、審議会、専門部会の全ての審議の場の全面的な公開を求めます。

以上

2023年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295
茨城県労働組合総連合
議長 白石 勝巳
Tel 029-219-1031

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年の8月7日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、953円という最低賃金額は、茨城労連と多くの県内労働者が求めている「茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求に合致するものではありません。また、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、昨年度からの急激な物価高の中で、42円の引き上げでは何も買えず、生活改善が全くできません。

中央審議会の目安がAランク41円・Bランク40円、Cランク39円であったため、大都市圏との地方の地域間格差が前年に比べ2円広がっています。格差を是正するためにはCランクの目安をAランクの目安よりも高くする必要があります。地域間格差の解消を第一に考え、法改正を実現して目安も含め日本の最低賃金制度を抜本的に変更し、全国一律制を実現して地域間格差の是正を実現すべきです。

以上の点から、茨城県労働組合総連合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を42円引き上げ、953円とした答申には不服です。茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
2. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は喫緊の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させてください。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議してください。

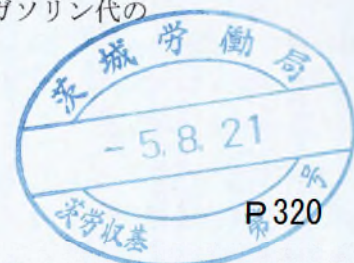
【異議を申し立てる理由】

(1) 最低賃金953円では、低賃金に加え急激な物価高の中で人間らしい「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。

茨城労連は、2020年2月から5月に県内の労働者対象に最低生計費試算調査を実施しました。調査では、水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額252,987円、女性＝月額251,124円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが明らかになりました。これは年額に換算すると約300万円（軽自動車所有ケース）となります。

試算の月額を時給換算をすると、男性＝1,456円、女性＝1,445円（中央最低賃金審議会を用いる労働時間＝月173.8時間で除した場合）になりますが、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月150労働時間）してみると、男性で1,687円、女性で1,674円となります。調査結果と953円がいかにかげ離れているかが明らかです。

最低生計費試算調査は20数県で実施されていますが、都市部も地方もほぼ同じ結果になっています。理由は、都市部は住宅費は高い傾向にあるものの、地方は公的交通機関が未整備のために車のガソリン代や維持費等の交通費が高くなっているからです。この間のガソリン代の高騰の中で、茨城を始め地方こそ生活費捻出が大変な状況になっています。



2022年12月に茨城労連が行った県内全市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く会計年度任用職員（非正規職員）は全職員の42.5%を占め、最も低い時給の平均が944円でした。6市町が1000円を超えていますが、36市町村の時給が950円以下で911円という市町も4つあります。

また、会計年度任用職員の80.9%を女性が占めています。非正規労働者の多数を女性が占めるという現状の中で、貯金もできず将来に展望が持てなくなった女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。男女間の賃金格差是正が政治問題になっていますが、最低賃金の低さが男女間の賃金格差を作り出していて、ジェンダー平等の観点からも最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題になっています。また、女性が多く働いている看護や介護、保育などのケア労働者の賃金が低いことは、今後の健全な日本社会の継続にも関わる重大な問題です。

第2回本審で年金者組合が意見陳述をしていますが、年金額が切り下げられたりする中で高齢者も生活のためにアルバイトやパートで働いていますが、最低賃金近傍で働かざるを得なくなっています。若者や女性、高齢者が、最低賃金が低いために健全な消費者になれなくなっていますが、これでは県民の消費意欲が伸びず、健全な地域経済を作り出すことができません。

また、今年も大井川知事は知事名で茨城地方最低賃金審議会に最低賃金引上げの意見書を提出しました。42円の引き上げに対して「近隣他県との格差是正に配慮されたものとは考えられず、極めて遺憾だ」「引き続き、積極的な引上げを働きかけていく」というコメントを出しています。

(2) 中小企業支援を国の責任とし、中小企業支援策の拡充で最低賃金の引き上げに対応できる条件整備を

茨城労連が行った市町村議会の請願では、請願に賛成した市議さんからは「私は中小企業の経営を行ってきたが、社会保険料の事業主負担が大変で給料が上げられなかった。しかし、給料を上げないと優秀な社員が雇えなかった。中小企業支援を充実させて最低賃金を上げることには賛成」等の意見があがりました。

今年の茨城地方最低賃金審議会第2回本審で、使用者側委員から「最低賃金の引き上げに反対するものではないが、中小企業支援をしないと中小企業はやっていけない。引上げは慎重に行うべきだ」という意見が出されました。茨城労連も、国が賃金を上げた企業だけを支援をするのではなく、最低賃金の引き上げとセットに、全ての中小企業・小規模事業者向けに税金や社会保険料負担の軽減等最低賃金引き上げを可能にする支援の強化、中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったとき」など不公平な取引を許さない政府の施策強化を進めるべきだと考えています。また、配偶者控除や社会保険料の基準の見直しを行わないと最低賃金が上がると労働時間を切り下げることになり、基準の見直しを早急に進める必要があります。

最低賃金の議論を経営者の支払い能力の問題にするのではなく、健全な中小企業の経営及び地域経済の活性化の問題として位置づけ、茨城地方最低賃金審議会の総意として、国及び関係各機関に対して、具体的な中小企業支援策の創設と拡充を強く求めてください。最低賃金を上げて社員の給料をあげることは、中小企業にとっては雇用を確保し労働者の生活を保障させ、経営を安定させる上では欠かせないことです。また、最低賃金が上がらず給料が上がらなければ、個人消費が伸びず、地域経済に大きな悪影響を及ぼします。

(3) 専門部会は公開の場での審議を

今年から専門部会が一部公開になりましたが、金額調査審議を非公開したのでは公開にした意味がありません。最低賃金が労働者に与える影響の大きさから、最低賃金については県民の関心がますます高まっています。

茨城県の最低賃金がどのような意見のやりとりの中で決まっていくかを多くの県民は知りたがっています。最低賃金近傍で働く労働者の多さを踏まえ、最低賃金審議会の専門部会の全てを公開することは当然のことではないでしょうか。茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。

2023年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

いばらき一般労働組合
委員長 野口 正美

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金を現在の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、少しでも最低賃金が上がってほしいと考えている私たちにとっては驚きの金額でした。

しかし、953円という最低賃金額ではこの間の物価高の中で困っている私たちの生活を改善することはできません。いばらき一般労働組合として今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を42円引き上げ、953円とした答申には満足できません。茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上にするため、再審議をしてください。
2. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議してください。

【異議を申し立てる理由】

1. 物価高にあった最低賃金の引上げを

電気代、ガソリン代、毎日の食費どれもがあがっています。物価高は収まるところを知らず、毎月あがっています。食事代を節約しようとカップラーメンを買おうとしても100円では買えません。車に乗らなくては、会社にも通えず仕事もできません。しかし、ガソリン代は1リットル170円を超えてしまい、ガソリンスタンドで満タンにすると6000～7000円を超えてしまいます。

いばらき一般労働組合の組合員は非正規で働いている人も多いのですが、最低賃金ぎりぎり働いている人が多いのが実態です。最低賃金が上がらなければ、賃金が上がりません。935円ではなく、1000円以上にしてほしいし、1500円を5年以内には実現してほしいというのが私たちの思いです。

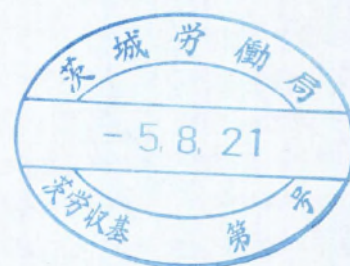
非正規労働者の生活の実態をよく考えてもらって、最低賃金を今すぐ1000円以上1500円をめざしてください。

2. 最低賃金の審議はみんなに公開してください

今年から専門部会が一部公開になったそうですが、金額調査審議を非公開したのでは公開にした意味がありません。最低賃金がどのような意見のやりとりの中で決まっていくなかはみんなが関心を持っているところです。

最低賃金ギリギリの低賃金で働く労働者の多さを踏まえ、最低賃金審議会の専門部会の全てを公開することは当然のことではないでしょうか。茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。



2023年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城県高等学校教職員組合
執行委員長 蓮田 斉

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年の8月7日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、953円という最低賃金額は、多くの県内労働者が求めている「茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求に合致するものではありません。

また、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、昨年度からの急激な物価高の中で、42円の引き上げでは何も買えず、生活改善が全くできません。

以上の点から、茨城県高等学校教職員組合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申し上げます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を42円引き上げ、953円とした答申には不服です。茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
2. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は喫緊の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させてください。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議してください。



2023年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

全労連・全国一般労働組合茨城地方本部
執行委員長 見代昌巳
TEL 0298-46-4720
(印省略)

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年の8月7日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、953円という最低賃金額は、茨城労連や多くの県内労働者が求めている「茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求に合致するものではありません。また、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、昨年度からの急激な物価高の中で、42円の引き上げでは何も買えず、生活改善が全くできません。

最低賃金全国一律1,500円への引き上げは、日本国憲法が定める幸福追求権(13条)、生存権(25条)などの実践に不可欠であると同時に、日本経済にも良い影響を与えます。全労連加盟の地域組織が全国で協力して4万8千件超のデータを集めた最低生計費調査では、全国何処でも月額24万～26万円ほど(時給換算で1,600～1,700円)であることが明らかになっています。

地域間格差の解消を第一に考え、法改正を実現して目安も含め日本の最低賃金制度を抜本的に変更し、全国一律制を実現して地域間格差の是正を実現すべきです。

以上の点から、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を42円引き上げ、953円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額(今すぐ1000円以上、1500円をめざす)に引き上げてください。
3. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は喫緊の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させてください。
4. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議してください。

【異議を申し立てる理由】

- (1) 最低賃金953円では、低賃金に加え急激な物価高の中で人間らしい「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。
- (2) 中小企業支援を国の責任とし、中小企業支援策の拡充で最低賃金の引き上げに対応できるよう条件整備を求めます。

以上



2023年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

土浦市おおつ野8丁目14番1号
全日本建設交運一般労働組合茨城県本部
執行委員長 鈴木 貴之

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に関する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から経緯を表します。

さて、今年の8月7日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の最低賃金の改定について、現行の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、953円という最低賃金額は、茨城労連と県内労働者が求めている「茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求に合致するものではありません。また、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、昨年度からの急激な物価高騰に対して生活ができません。

建交労として、今回の答申に対して下記の通り異議を申し上げます。

記

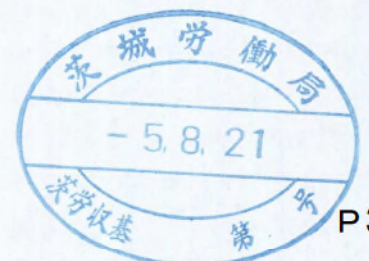
1. 茨城県の最低賃金額を42円引き上げ、953円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため全国一律最低賃金制を実現し、当面茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざしてください。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、公開の場で審議してください。

【異議を申し立てる理由】

最低賃金953円では、急激な物価高騰の中で人間らしい「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。

労働組合が訴える最低賃金額1000円以上は、国会内でも議論が進められている所です。茨城の最低賃金額を一日でも早く1000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制を確立することが求められています。

以上



2023年8月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城県水戸市見川5-127-281
全日本年金者組合茨城県本部
委員長 鴨志田 強

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城地方最低賃金の改定について、現行の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円はこれまでにない引き上げ額で、審議会の皆様の奮闘には敬意を表します。しかしこの間の物価高や、引き続き年金の引き下げにあえぐ年金生活者・高齢者にとって、この答申には不服であり、異議を申し立てるものであります。

953円という最低賃金額は、多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求からはあまりにも低い金額であります。

新型コロナ禍の下で私達の生活に困難を増しているにも関わらず、年金・介護・医療など福祉の切り下げはとどまりません。昨年10月からの75歳以上医療費窓口負担2倍化は高齢者に大きな打撃となっています。

高齢者世帯の30%超が「家計にゆとりがなく心配」との生活実感、また生活保護世帯における高齢者世帯割合は55%に達しています。

納付期間25年以上の国民年金だけの老齢年金平均月額額は男54,338円 女50,426円。25年未満では男女ともに約19,000円余（厚生労働省令和2年）ということです。40年加入の国民年金は満額でも月65,000円の支給額です。これは生活保護基準を大きく下回るものになっており、さらにマクロ経済スライドの運用によって、今後も集中的に給付水準低下を強いられることとなります。高齢者世帯の貧困が増えています。

意見書でも述べましたが、日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあり、2019年のデータ（総務省）では24.9%で、就業者数は906万人になります。年金だけでは生活が出来ないという年金受給者の実態が背景にあります。しかも高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高くなっています。つまり生活を維持するために働かざるを得ない高齢者が増えています。労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半ということです。貧困が増す高齢者の生活実態にも配慮し、最低賃金を今すぐ1000円に、全国一律1500円を早急に実現していただきたい。

以上



2023年8月22日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿



住 所 水戸市城南3丁目9-20
団体名 茨城県医療労働組合連合会
代表者 執行委員長 大山和子

2023年度茨城県最低賃金の改正決定に対する異議申出

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、8月7日、茨城県地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を42円引き上げ、953円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

審議会の専門部会でも相当の議論が行われ、その結果過去最高の引き上げ額の答申があったことについて敬意を表します。私たちの求める「時給1,500円」実現のために、当面1,000円を目標としてきましたが、それに大幅に近づきました。

しかしながら、昨年からの大幅な物価上昇とコロナ禍からの脱却を鑑みて、もう一步前進の答申を期待するものでした。現在もコロナ禍が続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けていますが、非正規雇用労働者も多く、その多くが最低賃金に近い額で働いています。他産業での賃上げが実施され、医療・介護の人手不足はますますひどくなっています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃しているなか、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の茨城県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織が全国で「最低生計費試算調査」を行った結果、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 地域間格差については、最高額の東京と本県との差は160円におよびます。医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議することを求めます。

以上

2023年8月22日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城県つくば市桜 3-11-1
JMITU茨城地方本部
執行委員長 矢口 裕一
Tel 029-857-4418

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年の8月7日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、42円引き上げて953円という最低賃金額は、地域間格差を是正できるものではありません。首都圏などの都市部では1000円を超えており、茨城県からの労働者層の移動は否めません。茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求は、茨城県ではたらく労働者の切実な生活実態をあらわしているものです。最低賃金があがらないのであれば、労働者の賃金も上がらず地域経済の活性化もつながりません。

中央審議会の目安もAランク～Cランクと都市部中心の引き上げとなっており地域間格差が広がっています。この地域間格差を埋めるためにも全国一律最低賃金制が必要となってきます。茨城県の最低賃金も東京都の金額にならないければ、労働者のくらしと雇用は守られていきません。中小企業の経営についても雇用確保につながっていきません。地域間格差の解消を第一に考え、法改正を実現して目安も含め日本の最低賃金制度を抜本的に変更し、全国一律制を実現して地域間格差の是正を実現すべきです。

また、最低賃金の審議については、茨城県ではたらく労働者全員の関心が集まるものです茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上の点から、JMITU茨城地方本部として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を42円引き上げ、953円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額（今すぐ1000円以上、1500円をめざす）に引き上げてください。
3. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は喫緊の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させてください。
4. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議してください。

以上。



茨城労働局長
澤口 浩司 殿



2023年8月22日

茨城県石岡市柿岡 3236-6
石岡地区農業協同組合労働組合
執行委員長 舟橋 淳

令和5年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今般、茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の911円から42円引き上げて953円にすることを答申しました。42円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、現場で働く労働者としては、少しでも最低賃金が増えることを期待しておりましたので、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、953円という最低賃金額は、「茨城県の最低賃金を今すぐ1,000円以上、1,500円をめざすべき」という要求に合致するものではありません。昨今の急激な物価高の中では、42円の引き上げでは、私たちの生活は改善が全くできません。

また、近隣他県と比べても、茨城県の最低賃金はまだまだ足りていません。特に都市部の東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県との差は大きくなる一方です。東京都との差額は160円にもなります。これでは、ますます都市部に働き手が流出していきます。

以上の観点から、私たち、石岡地区農業協同組合労働組合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を42円引き上げ、953円とした答申には不服です。茨城県の最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額（今すぐ1,000円以上、1,500円をめざす）に引き上げてください。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議してください。

【異議を申し立てる理由】

(1) 最低賃金953円では、低賃金に加え急激な物価高の中で人間らしい「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。

物価高騰の影響により、公共料金を始めとしたすべてのモノの価格が上がっています。節約をしようとしても、すべてが値上げされているため節約にもなりません。また、茨城県では、職場に行くにも、買い物や友人と出かけるにも自家用車が生活には欠かせません。しかしながら、レギュラーガソリンが1リットル170円台になりガソリンを満タンにすると、10,000円前後にもなります。これでは、外に出ることもままなりません。

働いても物価高や様々な出費によって生活を維持することはギリギリの状態です。この状況を打破するためにも、最低賃金を953円ではなく、今すぐ1,000円以上、1,500円にしてください。

(2) 地域間格差を解消し、働き手の流出を防ぐ。

最低賃金の引き上げ額は過去最高水準の金額であると思います。しかしながら、茨城県と都市部を比べると最低賃金の差額は大きいところで160円にもなります。同じコンビニエンスストアで働いても1時間でこれだけの差が出れば必然と高いところに行くのも仕方ありません。特に若い働き手ほど賃金の動きには敏感になります。都市部では住宅費が高い傾向はありますが、地方では交通網の未整備等により、車両の維持費などで、さ

ほどの違いはありません。

また、どんなに人手を募集しても、同じ仕事なら賃金が高いところに就職することも仕方ありません。

これらを解消するために、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制の実現と働き手の流出を防いでください。

(3) 専門部会は公開の場での審議を

今年から専門部会が一部公開になりましたが、金額調査審議を非公開したのでは公開にした意味がありません。最低賃金が労働者に与える影響の大きさから、最低賃金については県民の関心がますます高まっています。

茨城県の最低賃金がどのような意見のやりとりの中で決まっていくかを多くの県民は知りたがっています。最低賃金近傍で働く労働者の多さを踏まえ、最低賃金審議会の専門部会の全てを公開することは当然のことではないでしょうか。茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。